

令和3年7月8日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

平成26年及び平成29年から30年頃にかけて、業務上のミスをした数名の部下職員に対し、必要かつ相当な範囲を超えた身体的な攻撃を行ったパワーハラスメント行為。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者1名

内容	処分年月日
戒告	令和3年7月8日

令和3年7月8日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

令和元年度頃、女性職員2名に対してのセクシャルハラスメント行為。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者1名

内容	処分年月日
戒告	令和3年7月8日

※本件に関する行為の詳細は、被害者のプライバシーを侵害し、二次被害を与える恐れがあることから公表を差し控えます。

令和3年7月8日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

平成29年4月頃、業務上のミスをした部下職員に対し、過度な指導や日常のコミュニケーションの一貫として身体に苦痛を与え、平成30年4月から平成31年1月まで別の職員に複数回、業務上のミスに対して過度な指導等を行い、精神的苦痛を与える等を行ったパワーハラスメント行為。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者1名

内容	処分年月日
戒告	令和3年7月8日

令和3年7月8日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

平成26年頃、業務中にミスをした部下職員へ職務上必要かつ相当な範囲を超え、過度な指導や身体を叩いたパワーハラスメント行為。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者1名

内容	処分年月日
戒告	令和3年7月8日

令和3年7月8日

職員の懲戒処分について

板野東部消防組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

事案概要

平成28年から3年間にわたり、執務中において特定の部下職員に対し、無視等による精神的苦痛を与えたパワーハラスメント行為により、業務遂行を遅延さす等の支障を生じさせたもの。

懲戒処分の内容等

上記事案に対する処分

対象者1名

内容	処分年月日
戒告	令和3年7月8日